

令和3年3月25日

総務部長 池田 一 善
(契約監理課取扱い)

指名登録業者に対する指名停止について

佐賀市は、3月25日に開催した佐賀市入札者指名等審査委員会において、下記のとおり指名停止の取扱いを審議し、決定しました。

記

1 決定内容

指名停止対象事業者	指名停止期間
イオンディライト株式会社 (大阪府中央区南船場二丁目3番2号)	令和3年3月26日 ～令和3年5月25日 (2か月)

2 理由

前記事業者は、有価証券報告書等の虚偽記載により、令和3年2月25日に金融庁から金融商品取引法第185条の7第1項の規定による課徴金納付命令の決定を受けた。

このことは、措置要領別表第2（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準）第13号（不正又は不誠実な行為）に該当する。